



島根県報

平成17年 6月17日 (金)
 第 1,684 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(消 防 防 災 課)	2
告 示		
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	3
基準点測量成果の写の保管等に関する規程の廃止	(用 地 対 策 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
道路の供用開始	(")	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会 計 課)	6
公 告		
平成17年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高 齢 者 福 祉 課)	6
特定調達公告		
電子計算機システムの賃貸借契約に係る随意契約の相手方等	(警 察 本 部)	8
正 誤		
平成17年 6月 3日付け島根県報第1,680号中	(森 林 整 備 課)	9

公布された条例等のあらまし

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第89号)

1 規則の概要

旅行雑費の区分に、国内線旅客施設使用料を加えることとした。(第8条関係)

2 施行期日等

公布の日から施行することとし、平成17年 4月 1日から適用することとした。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第90号)

1 規則の概要

(1) 救助費用の単価を改定することとした。(第4条、第11条関係)

(2) 応急仮設住宅について賃貸住宅の借上げによる措置を対象とすることとした。(第4条関係)

(3) 学用品の給与の対象範囲を高等学校等生徒まで拡大することとした。(第13条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第89号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(3) 航空旅行をした者であって、国内線旅客施設使用料を要したも の 当該使用料の額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第90号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「243万3,000円」を「238万5,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

7 応急仮設住宅は、賃貸住宅の居室を借り上げることをもってその設置に代えることができる。

第11条第2項中「51万9,000円」を「51万円」に改める。

第13条第1項中「小学校の児童」を「小学校児童」に、「小学部児童を含む。）及び中学校の生徒」を「小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒」に改め、「中学部生徒を含む。」の次に「以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。」を加え、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

第13条第3項第2号中「中学校生徒 1人につき 4,400円」を 「中学校生徒 1人につき 4,400円 高等学校等生徒 1人につき 4,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第723号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第21条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
財団法人 しまね・さわやか生涯福祉センター	居宅介護	さわやか西部ライフサポートセンター	浜田市治和町八49 - 2	平成17年 5 月24日

島根県告示第724号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
財団法人 しまね・さわやか生涯福祉センター	居宅介護	さわやか西部ライフサポートセンター	浜田市治和町八49 - 2	平成17年 5 月24日
社会福祉法人 多伎の郷	短期入所	特別養護老人ホーム 潮風苑	出雲市多伎町小田50 - 3	平成17年 5 月24日
社会福祉法人 にちはら福祉会	短期入所	特別養護老人ホーム 星の里	鹿足郡日原町大字日原50 - 2	平成17年 5 月24日

島根県告示第725号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
財団法人 しまね・さわやか生涯福祉センター	居宅介護	さわやか西部ライフサポートセンター	浜田市治和町八49 - 2	平成17年 5 月24日
社会福祉法人 にちはら福祉会	短期入所	特別養護老人ホーム 星の里	鹿足郡日原町大字日原50 - 2	平成17年 5 月24日

島根県告示第726号

企業の農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1号中「第12条第3項」を「第12条第1項」に改める。

第3条の表1の項資金の種類欄中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

附 則

この告示は、平成17年6月17日から施行する。

島根県告示第727号

基準点測量成果の写の保管等に関する規程（昭和32年島根県告示第872号）は廃止し、平成17年6月17日から施行する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第728号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長			
県 道	平田大社自転車道線	出雲市大津町273番11地先から同町442番1地先まで	前	A	メートル 4.00～ 7.40	メートル 288.00	出雲土木建築事務所	国道9号バイパス工事に伴う付替 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			後	A	4.00～ 7.40	288.00		
				B	4.00～ 9.60	295.00		
"	仁摩瑞穂線	邇摩郡仁摩町大字大國町字茶エン3879番地先から同大字字森重奥3875番2地先まで	前		7.00～ 11.00	118.50	川本土木建築事務所大田土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後		12.00～ 31.00	118.50		
"	"	邇摩郡仁摩町大字大國町字十牧戸1131番2地先から同大字字大石ヶ口3869番1地先まで	前		9.00～ 22.00	63.00		災害防除工事
			後		12.00～ 28.00	63.00		拡幅

島根県告示第729号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	印賀横田線	仁多郡奥出雲町竹崎154番3地先から同151番3地先まで	メートル 120.00	平成17年 6月17日	木次土木建築事務所仁多土木事業所	
"	仁摩瑞穂線	邇摩郡仁摩町大字大国町字茶エン3879番地先から同大字字森重奥3875番2地先まで	118.50	"	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	"	邇摩郡仁摩町大字大国町字十牧戸1131番2地先から同大字字大石ヶ口3869番1地先まで	63.00	"		

島根県告示第730号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 6 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 枕瀬東上
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足郡	日原町	枕瀬		41番1	1号
				41番統1	2号及び3号
				796番4	4号
				796番3	5号
				39番4	6号
				39番8	7号
				42番4	8号
				42番18	9号

- 1 区域の名称 光長
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次に結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足郡	六日市町	注連川		1478番	1号
				1474番1	2号

			1482番	3号
			1181番	4号
			1497番	5号
			1516番	6号
			1124番続1	7号
			1133番	8号
			1129番	9号
			1153番	10号
			1159番	11号
			1160番	12号
			1164番	13号
			1166番	14号
			1183番2	15号
			1277番3	16号
			1274番	17号及び18号

1 区域の名称 本町

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
安来市	広瀬町	布部		1152番	1号及び7号から9号まで
				1155番	2号から6号まで

島根県告示第731号

島根県指定金融機関等の名称等(平成16年島根県告示第67号)の一部を次のように改正し、平成17年9月25日から施行する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄田信義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号シ中「(大字中山、大字長福、大字豊稼、大字中川、大字山下、大字中曽野、大字吹野、大字邑輝、大字部栄、大字内美、大字田二穂、大字高峰及び大字名賀の区域に限る。)」を「(中山、長福、豊稼、中川、山下、中曽野、吹野、邑輝、部栄、内美、田二穂、高峰及び名賀の区域に限る。)」に改める。

公 告

平成17年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成17年6月17日

島根県知事 澄田信義

1 試験の日時

(1) 試験日 平成17年10月23日(日)

(2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場(所在地)
松江市	島根大学(松江市西川津町1060)
浜田市	県立浜田高等学校(浜田市黒川町3749)

3 受験資格

受験日において介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)第1条に規定する業務従事期間要件を満たし、欠格事由に該当しない者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能
- ウ 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識(基礎・総合)
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識(基礎)
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成17年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成17年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験(見込)証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成17年11月2日(水)までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類(大学の成績証明書等)
- ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類(研修の修了証書の写し等)
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること(収入証紙には消印をしないこと)。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成17年8月1日(月)から平成17年8月19日(金)まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送する。

(8月19日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、7月4日(月)から島根県健康福祉部高齢者福祉課、各福祉事務所又は松江保健所、出雲保健所、県央保健所若しくは益田保健所で配布する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに240円切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの)を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。

11 その他

(1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課(電話0852-22-6520)にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成17年6月17日

島根県警察本部長 塩川実喜夫

1 件名

電子計算機システム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年5月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4-1

- 5 随意契約に係る契約金額
263,195,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例公告を行った日
平成17年 4 月15日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

正

誤

平成17年 6 月 3 日付け島根県報第1,680号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	上から 2	字真名井11 - 3	字真名井11 - 3、175

